

土木工事標準仕様書（平成28年6月1日適用）の改正概要

- 建設業法施行令の一部改訂に伴い、土木工事標準仕様書の改正を行います。

第1編 総則編

- ・ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事の請負代金の額を2,500万円から3,500万円に引き上げた。
- ・ 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の総額を3,000万円から4,000万円に引き上げた。